

令和3年度持続的生産強化対策事業のうち  
ジャパンフラワー強化プロジェクト推進公募要領

第1 総則

令和3年度持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるものとする。

なお、本事業の公募の実施は、令和3年度予算の成立を前提として行うため、成立後の予算の内容により事業内容、予算額等の変更がありえますので、あらかじめ御承知おきください。

第2 事業の内容

本事業の事業内容は、以下に掲げる1及び2による国産花きの生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大、3による飛躍的な生産性向上が期待される技術の普及・定着の加速化及び4による需要構造の変化に対応した国産花きの消費拡大を図るものとし、事業実施主体は、花き関係者連携の下、花き（花き振興法第2条第1項に規定する花きをいう。以下同じ。）の品目別の課題等を解決する取組を効率的・効果的に実施するよう努めるものとする。

本事業では、事業実施主体は、以下に掲げる1及び2の組み合わせ、3、4（1）、4（2）のいずれかに取り組むものとし、

1 「戦略品目」設定等

（1）「戦略品目」設定

ア 戦略品目の設定

事業実施主体は、本事業において、事業の実施地域における気象・土壌条件等を踏まえ、戦略的に生産・需要を拡大させる花き品目を設定（以下、当該品目を「戦略品目」という。）し、戦略品目の特徴や当該地域における生産・流通・消費の実情に応じて、戦略品目が抱える課題を解決するための生産から流通・消費拡大に至る一貫した取組の方針・方策を明確にする。

なお、戦略品目の設定にあたっては、国、都道府県、市町村等が策定する花き振興方針等との整合性に留意するものとする。

イ 戦略品目の分類

事業実施主体は、戦略品目が抱える課題、栽培地域の土壌・気象条件、戦略品目の持つ特徴、生産・流通・消費等の実情に応じて、戦略品目を以下の（ア）から（ウ）のいずれかに分類する。また、（ウ）については、a又はbのいずれかに分類することとする。

（ア）国産品と輸入品のすみ分けが進んでいる品目

需要量（国内出荷量と輸入量の計）に占める輸入量の割合が一定程度あるものの、国産品と輸入品との間に価格差がある、国産品と輸入品の主な用途や流通時期・範囲が異なるなど、国産品と輸入品のすみ分けが進んでいる品目。

（イ）国産品と輸入品が価格面・品質面で競合している品目

国産品と輸入品との間で、価格面、品質面に差がない、少ない等の理由により、国産品と輸入品が競合している品目。

(ウ) 輸入を抑えている品目・輸出を目指す品目

a 輸入を抑えている品目

輸入品がない品目又は輸入品があるものの、需要上若しくは生産上の理由により流通時期、流通範囲が限定されるなど、価格面、品質面で競合していない品目。

b 輸出を目指す品目

現在輸出している品目又は将来輸出しようとしている品目。

ウ 戦略品目設定の留意事項

事業実施主体は、戦略品目を設定しようとする場合には、以下の事項に留意するものとする。

(ア) 戦略品目は、原則として切り花類、鉢物類、花木類、球根類、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類の類別ごとに花きの品目を明示して設定すること。

(イ) 戦略品目ごとに生産、流通、消費が行われている範囲を明確にすること。

(ウ) 品目の生産、流通、消費の実情や課題等が類似する複数の品目について、構成する品目を明示した上で、一つの戦略品目としてまとめて設定することができるものとする。

(エ) 戦略品目を複数設定する場合は、必要に応じて協議会内に戦略品目別の部会等を設置すること等により、事業の推進体制・役割分担等を明確にすること。

(オ) 事業実施主体のうち、全国を活動の範囲とする団体等が主体となって構成する協議会（以下、「広域推進協議会」という。）においては、品目を明示せず、国産花き、国産切り花、国産鉢物類等の類別に戦略品目を設定することができるものとする。

(2) 花き産業関係者の連携

花き産業関係者（花きの生産、流通、販売若しくは文化に関わる個人又は法人をいう。以下同じ。）と連携し、戦略品目ごとの課題の抽出、調査・分析、解決方策等の検討を行うための検討会を開催するなど、協議会の運営を行う。

2 花きの品目ごとの特徴に対応した生産・流通・消費拡大の取組

事業実施主体は、5（1）に定める場合を除き、戦略品目ごとに、以下の（1）から（3）の中から必要な取組を二つ以上選択し、（4）の取組と併せて実施するものとする。また、戦略品目の効率的・効果的な課題解決を図るため、選択した取組を一貫した視点で関連づけて実施するものとする。さらに、花きの国際認証の取得や作業管理・労務管理の改善等の品目横断的な課題解決を図るため、（5）の中から必要な取組を実施することができる。

(1) 生産供給体制の強化

ア 低コスト・省力生産技術等の導入実証

(ア) 安定生産・計画出荷のための栽培周期の短縮、収穫時期移動の実証

(イ) 省力化機械・施設による省力化・低コスト化の実証

(ウ) 作業を省力化するための施肥・かん水を自動化する「養液土耕栽培」、「少

## 量培地耕」の実証

(エ) より精密な生育・開花制御技術、省エネルギー型効率的生産技術等の実証

### イ 高品質化生産技術等の導入実証

(ア) 新品種、地域オリジナル品種の品質向上、増収技術の実証

(イ) 実需者・消費者ニーズに対応した新品種の選定と安定生産・計画出荷のための栽培技術の実証

### ウ 種苗等増殖技術の導入実証

(ア) 優良種苗・新品種の種苗等の安定確保のための増殖技術の実証

(イ) 苗・球根生産の機械化・省力化の実証

### エ 少量花材の栽培技術等の導入実証

いけばな等の伝統文化に供される少量花材の安定生産のための栽培技術の実証

### オ 盆栽等の栽培管理技術等の導入実証

(ア) 盆栽等の生産性・品質の向上に向けた育苗技術の実証

(イ) 輸出先国・地域及び品目ごとの効率的・効果的な隔離栽培、消毒方法等の実証

### カ 輸出にも対応した産地形成の実証等

(ア) 競争力のある品種の品質向上、増収技術の実証

(イ) 効率的な栽培立地・方法への転換を図るための改植（移動改植を含む。）及び新植（輸出を目指す場合に限る。）

### キ その他、戦略品目の生産供給体制の強化に資する技術の導入実証等の取組

## (2) 流通の効率化・高度化

### ア 新たな出荷規格等の導入実証

実需者等のニーズに対応した出荷規格の見直しによる流通コスト・廃棄物削減等の実証

### イ 資源循環体制の確立に向けた実証

花きの生産、流通、販売において使用される包装容器、培養土等の資材の回収・リサイクルの実証

### ウ 流通・加工における品質管理技術等の導入実証

(ア) 加工向け花きの鮮度を保持したまま消費者へ供給するための加工技術の高度化実証

(イ) 採花後から最終消費地（輸出を目指す戦略品目にあっては輸出拠点施設又は空港）までの日持ち性を向上させる品質管理技術や温度管理技術の高度化に必要な実証

### エ その他、戦略品目の流通の効率化・高度化に資する技術の導入実証等の取組

## (3) 需要の拡大

### ア 消費拡大プロモーション活動

新規需要の創出・拡大のための、異業種との連携等による消費拡大プロモーション活動（展示会、コンテスト、戦略品目の消費拡大に資するバイヤーや消費者による品質評価等を含む。）

- イ 新たな販売方法の実証
  - 新たな販売チャネルを開拓するためのマーケティング手法及び販売方法の実証
- ウ 生産者と実需者の連携促進
  - 生産者と実需者との交流の場の設定等の産地と実需者の連携の機会を提供するマッチング活動
- エ 花きの活用促進のための花育体験、園芸体験
  - 花きの活用促進のための児童・生徒等に対する花育体験、社会福祉施設等における花きを活用した園芸体験の活動
- オ その他、戦略品目の需要の拡大に資する取組
- (4) 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動
  - 2(1)から(3)の取組による効果検証及び成果普及のため、以下の取組を行うものとする。
    - ア 検討会の開催
      - イからエまでの企画のための検討会の開催
    - イ 各種マニュアル等の作成
      - 2(1)から(3)の実証結果に基づく栽培管理技術マニュアル等の作成
    - ウ 事業の実施効果の調査・分析
      - 2(1)から(3)の実証結果の分析、(3)ウの参加者及び(3)エの花育を体験した児童・生徒(当該児童・生徒の保護者等を含む。)並びに実施地域の生花店等を対象としたアンケート調査
    - エ 成果の普及活動
      - 本事業の取組の成果を広く普及するため、イ及びウの内容のホームページ等への掲載やセミナーの開催等による普及活動
- (5) 品目横断的な課題解決に向けた取組
  - 花きの国際認証の取得及び作業管理・労務管理の改善等品目横断的な課題を解決するため、以下の取組を行うものとする。
    - ア 国際認証取得の推進
      - (ア) 花きの国際認証の取得を推進するための研修会の開催
      - (イ) 花きの国際認証の取得申請に係る相談会の開催
    - イ 作業管理・労務管理の改善
      - (ア) 啓発セミナー等の開催
      - (イ) 各種マニュアルの作成
- 3 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証
  - 事業実施主体は、今後、輸入花きに対抗する上で必要となる飛躍的な生産性向上等が期待される技術について、国と試験研究機関主導で普及・定着を加速化させるため、(2)に掲げる全ての取組を行うものとする。
    - (1) 実証対象となる技術
      - 今後広く普及が見込まれる切り花(カーネーション、キク、トルコギキョウ、バラ等)の戦略品目に関し、生産性向上に資する技術(養液栽培、少量培地耕、短茎ギクの多収化・低コスト生産等に係る技術)や、安定供給に資する技術(開花調整や

収穫後の長期低温貯蔵等に係る技術)

(2) 取組内容

ア 技術実証、経営分析

栽培、保管・貯蔵等に関する技術の実証、技術の導入による収益性向上効果の分析

イ 実証成果の普及

マニュアルの作成・ウェブサイトへの掲載、セミナーの開催等

ウ 実証成果の定着

試験研究機関等から生産者・流通業者への効率的かつ効果的な技術移転方法の検討・実施

4 国産花きの需要構造の変化に対応した取組

事業実施主体は、需要構造の変化に対応し、国産花きの消費拡大を図るため、以下の取組を行うことにより、日常生活での利用拡大、需要構造の変化に対応した生産・流通の高度化等を図るものとする。

(1) 家庭や職場等日常生活での利用拡大・定着

ア 新たな装飾スタイルの提案・普及実証

ホームユースやオフィスでの装飾等新たな生活様式に合わせた装飾スタイルの提案及び普及・定着を図るための実証

イ 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動

a アの企画・進行管理・検証のための検討会の開催

b 装飾マニュアルの作成

c アの実証内容・結果の効果検証

d 取組成果のウェブサイトへの掲載、SNS等での情報発信及びセミナーの開催

(2) 需要拡大を支える生産体制の構築及び流通の効率化

ア 需要拡大を支える新たな生産体制・流通の効率化の取組・実証

需要構造の変化に的確に対応するための新品目・品種の導入、栽培管理や出荷履歴等のデジタル化等の取組・実証

イ 検討会の開催、調査・分析及び成果の普及活動

a アの企画・進行管理・検証のための検討会の開催、生産者、流通業者、小売業者に対するヒアリング等の実態調査

b 技術導入マニュアルの作成

c 実証によるコスト低減効果、より効率的な技術・方法の導入により発生するコスト等の分析

d 取組成果のウェブサイトへの掲載及びセミナーの開催

5 各取組の留意事項

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、2(1)から(3)の中から必要な取組を一つ以上選択し、2(4)の取組と併せ実施するものとする。

ア 全国を活動の範囲とする団体等が主体となった広域推進協議会が事業実施主体となる場合

- イ 生産、流通、消費の各課題を一貫した視点で解決を図る上で、既に一定水準の技術等が導入されている場合や年次計画的に取組を実施する場合など2（1）から（3）のいずれかの取組を当該年度に実施しない妥当な理由がある場合
- （2）2（3）において、戦略品目と戦略品目以外の品目を一体的に実施する場合、戦略品目以外の品目も事業の対象とすることができるものとする。
- （3）2（1）及び（2）並びに3の実証に必要な農業機械・設備等の導入については、必要に応じてリースにより導入できるものとする。また、既存の農業機械・設備の改良により行うことができるものとする。
- （4）2（3）エの花育体験は、小中学校等での授業やコミュニティガーデン（地域住民の団体が主体となって、地域内の土地を管理・運営し、花き等の園芸作物の栽培を行う活動をいう。）等を活用した取組であって、花きの生産者の参加又は花きの生産者・産地の見学を伴う取組に限るものとする。なお、状況に応じてリモート環境等を活用して行うことも可とする。
- （5）2（3）エの園芸体験は、福祉施設等において創作活動、リハビリテーション及びメンタルヘルス対策の一環として花や緑を利用した取組であって、花きの生産者の参加又は花きの生産者・産地の見学を伴う取組に限るものとする。なお、状況に応じてリモート環境等を活用して行うことも可とする。
- 6 農業機械・設備のリース又は農業機械・施設の改良等の留意事項
- 5（3）により実証に必要な農業機械や設備について、リースにより導入する場合及び既に事業実施主体又は事業実施主体の構成員が所有する農業機械若しくは関連施設の改良・改修を行う場合の留意事項は以下のとおりとする。
- なお、事業実施主体が自ら農業機械等の改良を行う場合には、農業機械メーカー等による技術指導を得て行うものとする。
- （1）リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲
- 2（1）及び（2）並びに3の実証に係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次に掲げる農業機械等は対象機械から除外する。
- ア 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械
- イ 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則200万円以上の機械（ただし、上限について地方農政局長等が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を実施計画書に添付するものとする。）
- （2）リース契約の条件
- リース契約（事業実施主体と導入する農業機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の二者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ア 第10の1（3）により承認された事業実施計画書に記載された実証に係るものであること。
- イ リース事業者及びリース料が（3）により決定されたものであること。

ウ リース期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）以内であること。

エ 国等から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

### （3）リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後、農業機械をリースで納入する事業者を、原則として一般競争入札により選考した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

## 第3 応募団体の要件

本事業を実施する事業実施主体は、第2の1及び2については都道府県単位で活動する協議会（以下、「地域推進協議会」という。）又は広域推進協議会、第2の4（1）については広域推進協議会又は複数の地域推進協議会が連携した協議会（以下「地域連携協議会」という。）、第2の3及び4（2）についてはコンソーシアムとして、1から3に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

1 地域推進協議会は、以下の要件を満たさなければならないものとする。

- （1）都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により協議会が構成されていること。ただし、都道府県、生産者、及び流通業者は必須の構成員とする。
- （2）事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- （3）協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （4）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。
- （5）活動の範囲が隣接する複数の地域推進協議会が連携し、地域連携協議会を構成することができる。なお、この場合は、地域推進協議会の要件に準ずるものとする。

2 広域推進協議会は、以下の要件を満たさなければならないものとする。

- （1）複数の都道府県を活動の範囲とし、花き産業関係者等により協議会が構成されていること。
- （2）事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- （3）協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （4）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。

- (5) 広域推進協議会には、必要に応じて都道府県、市町村、花き研究者、民間企業、民間団体（公益法人、一般社団法人、一般財団法人等をいう。以下同じ。）、協議会（地域推進協議会及び広域推進協議会以外のもの）が参加できるものとする。
  - (6) 広域推進協議会の構成員の中に1の地域推進協議会の構成員を兼ねる者が含まれる場合は、当該地域推進協議会が実施する事業は実施することができないものとする。
- 3 コンソーシアムは、以下の要件を満たさなければならない。
- (1) 試験研究機関等（第2の3に取り組む場合は、その内容を研究している国や地方公共団体の試験研究機関、花きに関する試験研究を実施している民間企業等をいう。以下同じ。）、都道府県、農業関係機関（農業協同組合等）、民間企業、民間団体、実証のためのほ場を提供する生産者、農業経営管理及び農業生産管理の知見を有する専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。ただし、第2の3に取り組む場合、試験研究機関等は必須の構成員とする。
  - (2) コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関（法人格を有する者）が選定されていること。
  - (3) 中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
  - (4) コンソーシアムの代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、公印の管理・使用、内部監査の方法、財産管理の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）があること。
  - (5) コンソーシアム規約において、一の手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
  - (6) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。

#### 第4 事業の実施期間

事業実施期間は、事業計画の承認を受けた年度内とする。

#### 第5 事業の成果目標

- 1 第2の1及び2(1)から(3)に取り組む事業実施主体は、以下の(1)及び(2)により成果目標を設定するものとする。なお、成果目標は、戦略品目単位で設定できるものとし、その場合は、別添1の表中「事業実施主体の活動区域」とあるものは、「戦略品目の生産又は、流通若しくは、消費が行われている範囲」に読み替えることができるものとする。
- (1) 第2の2(1)及び(2)を実施する場合は、次のいずれかに設定する。
    - ア 当該事業実施主体の活動区域における花きの生産又は販売の数量又は金額を以下の6に規定する基準値（以下、「基準値」という。）と比較して10%以上増加。
    - イ 当該事業実施主体が実施する取組の内容に応じ、別添1の1から10の中から二つ以上選択。



(2) 第2の2(3)を実施する場合は、当該事業実施主体が実施する取組の内容に応じ、別添1の11から14の中から一つ以上を選択。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、全国を活動の範囲とする団体等が主体となった広域推進協議会又は地域連携協議会が事業実施主体となる場合は、取組の内容に応じた定量的な数値目標(例：新しい物日(ものび)の認知度や新しい物日における消費量の増加率など)を二つ以上設定するものとする。

2 第2の2(5)に取り組む事業実施主体は、取組の内容に応じ、別添1の15から16の中から一つ以上選択。

3 第2の3に取り組む事業実施主体は、実証を行う技術・品目ごとに、別添1の17から20の中から一つ以上選択。

4 第2の4(1)に取り組む事業実施主体は、取組の内容に応じた定量的な数値目標(例：活動区域における花きの消費量又は活動区域における花きの販売業者の取扱数量若しくは販売金額など)を二つ以上、同(2)に取り組む事業実施主体は、集荷作業、荷役作業、荷物検査作業、データ管理作業に係る時間の中から2つ以上の項目について5%以上削減する成果目標をそれぞれ設定するものとする。

5 指標の設定に当たっての考え方

(1) 基準値の指標

基準値の指標は、原則として、都道府県、市町村若しくは実施地域単位での統計又は、客観的な調査による数値を使用する。

戦略品目単位で設定する場合、戦略品目単独のデータがない等の理由により指標の設定が困難な場合は、その理由を明示した上で、戦略品目を含む他の指標を用いて設定することができるものとする。

成果目標を別添1の17から19の中から選択した場合、当該技術を新たに導入した経営体の経営データを用いて設定することができるものとする。

(2) 基準値の算定

成果目標の基準値に用いる数値の算定は、原則として直近から過去5カ年中庸3年平均を使用する。なお、基準値算定の基礎となる事業実施主体の活動区域を明示すること。

6 目標年度

成果目標の目標年度は、令和6年度とする。

第6 事業の補助要件、補助金額及び補助率

1 事業の補助要件

事業の補助要件は、次に掲げるとおりとします。

(1) 事業実施主体が、第3の応募団体の要件を満たす組織であること。

(2) 実施する事業の内容に応じて第5の成果目標が定められていること。

2 補助金額及び補助率

(1) 補助金額

728,240千円以内

ただし、第2の3については21,614千円、第2の4については119,221千円を上限

とする。

(2) 補助率は定額とする。

## 第7 補助対象経費

1 補助対象経費は、別紙1に掲げる経費のうち本事業に直接要する別紙2の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別紙2の経費ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

申請補助金額については、千円単位で計上することとする。

2 次の取組は、補助対象経費としないこととする。

(1) 国等の他の補助事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

(2) 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費

(3) 販売促進のための、ポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費

(4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(5) その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

## 第8 事業実施計画の公募期間等

事業実施計画の公募期間その他の事項については、農林水産省ホームページにおいて公表するものとする。

## 第9 応募手続

1 事業実施主体は、別紙様式2-1、2-2又は2-3により事業実施計画を作成するものとし、別紙4の提出先に、地域推進協議会にあつては地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、広域推進協議会、地域連携協議会及びコンソーシアムにあつては生産局長に別紙様式1により提出するものとします。

2 申請書類の作成及び提出に当たっての注意事項等

(1) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して作成してください。

(2) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募する事業実施主体の負担とします。

(3) 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便とするが、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とします。ファクシミリによる提出は受け付けません。

(4) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、別紙4の問い合わせ先に送付アドレスを確認し、件名を「令和3年度ジャパンフラワー強化プロジェクト推進の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載して送付す

ること。また、送付後、必ずメールが届いていることを応募先に必ず確認してください。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メールあたり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」としてください。

- (5) 申請書類を郵送により提出する場合は、封筒等の表に「ジャパンフラワー強化プロジェクト推進公募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって行ってください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- (7) 申請書類は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (9) 審査に当たり、農林水産省（沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務所）から応募団体に申請内容の確認を行うとともに、関連資料の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて申請に関するヒアリングを行うこともありますので、御承知願います。

### 3 応募書類の提出期限及び提出部数

応募書類の提出期限及び提出部数については、公示のとおりです。

## 第10 審査方法等

### 1 補助金等交付候補者の選定

- (1) 地方農政局長は、第9の1により地域推進協議会から提出された事業実施計画について、第3の応募要件及び第6の1の補助要件を確認するとともに、別添2の審査基準に基づき、必要に応じてヒアリングを実施するなどの方法により、事業実施計画の内容確認及び別添2の審査基準に基づきポイント付けによる事前審査等を行い、生産局長に提出するものとします。
- (2) 生産局長は、第9の1により広域推進協議会、地域連携協議会及びコンソーシアムから提出された事業実施計画について、別添2の審査基準に基づきポイント付けによる事前審査等を行うものとします。
- (3) 生産局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、(1)及び(2)により提出された事業実施計画書の審査を行い、本事業の事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定するものとします。

なお、選定に当たっては、原則として、別添2の審査基準に基づくポイントの合計数が高いものから選定するものとします。

- (4) なお、事業実施計画の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交

付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、事業実施計画の審査においてその事実を考慮するものとします。

(5) 生産局長は、(3)の審査結果を事業実施主体が地域推進協議会にあっては地方農政局長に通知するものとし、広域推進協議会、地域連携協議会及びコンソーシアムにあってはその応募団体に別紙様式3により通知するものとします。

(6) 地方農政局長は、生産局長から通知された審査結果に基づき、補助金等交付候補者として選定された者に対してはその旨を、補助金等交付対象者とならなかった者に対しては選定されなかった旨を別紙様式3により通知するものとします。

なお、補助金等交付候補者の事業実施計画は、委員会の審査結果に基づき承認されたものとみなします。

## 2 交付決定に必要な手続

補助金等交付候補者は、持続的生産強化対策事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）の内容を承知した上で、「持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、交付申請を行うものとします。

なお、申請の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

## 第11 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守ってください。

### 1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、補助金の適正な執行に努めること。

(2) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

### 2 事業の推進

事業実施主体は、予算成立後改正される補助金交付要綱、事業実施要綱及び事業実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を負います。

### 3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

(1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助

金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、事業実施主体が地域推進協議会の場合にあっては地方農政局長、広域推進協議会、地域連携協議会及びコンソーシアムの場合にあっては農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長又は農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがある。

#### 4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募することとします。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

#### 5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することがあります。

#### 6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体は、本事業により得られた事業成果について、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表してもらうことがあります。

なお、事業実施主体が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出することとします。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体が妨げることはできません。

#### 7 その他

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による調査を行う場合があります。その際、ヒアリング等の実施について協力を依頼することがあります。